

## co-working space MORINAGA Village 利用規約

本規約は森永製菓株式会社(以下「弊社」といいます。)が運営する「co-working space MORINAGA Village」(以下「MORINAGA Village」といいます。)において、弊社が提供する各種サービス(以下「サービス」といいます。)を利用する会員(以下「会員」といいます。)と弊社との間に適用される利用条件を定めるものであり、以下の URL 記載のウェブサイト(以下「本サイト」といいます。)に記載のあるサービスに関する定めとともに、弊社と会員との間の契約の内容となります。

<https://morinaga-village.com/>

なお、弊社が本規約とは別に、個別のサービス(以下「個別サービス」といいます。)について適用される規約等(以下、「個別サービス規約」といいます。)を定めた場合、当該個別のサービスに関しては、本規約とともに当該個別サービス規約等が適用されるものとし、当該個別サービス規約等の定めと本規約の定めが相違する場合には、当該個別サービス規約等の定めが本規約の定め優先して適用され、当該個別サービス規約等に定めがない事項については、本規約の定めが適用されるものとします。

### 第1条 (適用範囲)

本規約はサービスを利用する会員すべてに適用されます。会員には、法人会員と個人会員の2種類があります。法人会員においては1会員あたり最大10名まで利用者としての登録が可能です。なお、利用者登録が可能な利用者は、会員である法人の役員・従業員に限ります。個人会員においては、1日1時間に限り、同伴者をMORINAGA Villageに入店させ、利用させることができます。この場合の同伴者を、以下では「一時利用者」といい、一時利用者には「非会員(ドロップイン)」に適用される利用規約が準用されます。

### 第2条 (サービスの内容)

弊社が提供するサービスは、オフィススペースや商談スペースの提供です。プランにより会社登記や住所登記、郵便物管理等が可能になります。サービス内容詳細及び料金等については本サイトの該当ページをご覧ください。

### 第3条 (利用申込)

1. MORINAGA Villageを会員として利用することを申し込む場合は、弊社指定の申込書に必要事項を記入し申し込みいただきます。
2. サービスの利用申込の際には、弊社が指定した書類(法人の場合は登記簿謄本(全部履歴事項証明書)、印鑑証明書(原本)、代表者の顔写真付身分証明書。個人の場合は、住民票原本、顔写真付身分証明書。)と弊社が求める必要書類を提出していただきます。

### 第4条 (利用契約の成立)

会員としてのサービスの利用契約は、申込者が本規約、個別サービス規約(該当するものがある場合)及

び本サイト記載のサービス内容を理解・承認の上、弊社に対して利用申込をし、弊社がこれを審査後承認したうえで、申込者において、当月分（日割）及び翌月分の利用料金の入金手続きが完了したことを弊社が確認した場合に成立します。

#### 第5条（申込の拒絶）

弊社は、申込者が次のいずれかに該当する場合には、サービスの申込を承諾しない場合があります。

- ① 業種や職種、業務内容が不明瞭な場合
- ② ネットワークビジネスに従事している場合
- ③ 申込書に虚偽の事実の記載があった場合
- ④ クレジットカードでのお支払いが出来ない場合
- ⑤ 弊社の業務の遂行上、サービスの提供が著しく困難があると判断した場合
- ⑥ 政治活動、宗教活動、暴力団活動等に MORINAGA Village を利用することが合理的に予想される場合
- ⑦ 法令、条例等に違反する態様で MORINAGA Village を利用することが合理的に予想される場合
- ⑧ 暴力団員等（第26条に定義します）に該当すると判断される場合
- ⑨ その他、弊社が不適切と判断した場合

#### 第6条（利用契約の単位）

サービスの利用契約の最低契約期間は4ヶ月とし、5ヶ月目以降1ヶ月を単位とします。なお、利用開始日が各月の2日以降の場合には、ここでの4ヶ月の計算には、利用開始日の属する月は含めず、この場合には、利用開始日の属する月の翌月から4ヶ月間を最低契約期間とします。

#### 第7条（利用料金等）

1. 会員は、申込の際に選択したサービスの利用プランに従い、サービスを利用することができるものとし、利用プランごとに定める利用料金を弊社に対し支払うものとし、支払方法は、個人会員の場合は、クレジットカード決済及び電子マネー決済のみとし、法人会員の場合は、別途指定する決済システムによるものとし、個人会員・法人会員ともに現金は使用できません。

2. 会員は、個別サービスを利用する場合には、利用料金の他、個別サービス規約、本サイト等に記載される対価を支払うものとし、

#### 第8条（利用プラン）

サービスの利用プランの詳細については、本サイトに定めるとおりとします。

#### 第9条（契約の利用期間）

サービスの利用期間は、会員が弊社に対し、弊社の指定する方法（書面）をもって途中解約の旨を通知しない限り、自動で継続します。

#### 第10条（解約）

1. 最低契約期間を経過した会員は、弊社の指定する方法（書面）をもって途中解約をすることができま

す。最低契約期間に満たない期間にて解約する場合は、最低契約期間に足る利用料金を支払うことで解約できます。

2. 会員からの申し込み解除（退会）は退会希望月の15日が締め日となりますので、15日までに、退会手続きをお済ませください。16日以降ですと、翌月末日をもっての退会となります。

3. 退会手続きが完了致しませんと、退会希望月の翌日以降も、利用料金の請求が行われますので、ご注意ください。

4. 退会手続きは各月末をもって退会とさせていただきます。なお、月の途中で退会手続きが完了されましても、当該月末までは通常通りご利用いただけます。

5. MORINAGA Villageの住所を本店又は支店の住所として登記している場合に解約を希望する場合は、本店又は支店を変更した旨の登記を行った後、解約の申出を受付します。その際、本店又は支店の変更後の登記簿謄本を確認させていただきます。

6. 解約後の郵便物の一時預り及び転送はやむを得ない事情のある場合を除き、一切致しかねます。退会後速やかに登録住所等の変更を行なってください。退会後の住所の継続利用が認められた場合で、弊社がやむを得ず郵便物の一時預り及び転送を行った場合には、これに対し、別途実費を請求します。

#### 第11条（会員の氏名等の変更）

会員は、その氏名もしくは名称、住所もしくは所在地、電話番号等に変更があったときは、速やかに変更を記載した書類を弊社へ提出しなければなりません。

#### 第12条（サービスの変更・中止）

1. 弊社は、下記の事項に該当する場合には、会員に通知することなくサービスの全部又は一部の提供を休止することができます。

- ① 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと弊社が判断した場合
- ② MORINAGA Village 又は MORINAGA Village が存する建物の定期点検等が行われる場合
- ③ 緊急の点検、設備の保守上あるいは工事上やむを得ない場合
- ④ 火災、停電、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他弊社の合理的支配が及ばない事由等不可抗力を原因として、サービスの提供ができなくなった場合
- ⑤ 通信事業者が電気通信サービスを中断あるいは中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
- ⑥ その他、弊社が運営上休止する必要があると認めた場合

2. 弊社が前項の規定に従いサービスの提供を休止する場合、会員は、サービス提供の継続及びサービスの停止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

#### 第13条（定休日）

弊社は弊社指定の日・年末年始・夏季休業等にサービスを停止することがあります。停止期間中は、サービスはご利用いただけません。その際は MORINAGA Village の店頭及び本サイトにて会員に事前に告知をします。

#### 第 14 条（契約の解除）

弊社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、予告無く当該会員の権利を剥奪し、会員との間のサービスに関する契約を一方的に直ちに解除できるものとします。この場合、解除日の属する月に対する料金の返金はありません。なお、第 6 条に定める最低契約期間に対する料金の返金は一切行いません。

- ① 利用料金の未納が 3 ヶ月分以上に達した場合
- ② 第 5 条の申込拒絶事由に該当する事情が判明した場合
- ③ 申込時に申告した内容に虚偽があった場合
- ④ 本規約の定め、個別サービス規約の定め又は本サイトに定める利用上のルールに違反した場合
- ⑤ 弊社または他の会員・準会員・利用者・一時利用者の名誉、信用、秩序を著しく毀損した場合
- ⑥ 公序良俗に反する行為があった場合
- ⑦ 政治活動、宗教活動、暴力団活動等に MORINAGA Village を利用した場合
- ⑧ 法令、条例等に違反する態様で MORINAGA Village を利用した場合
- ⑨ 弊社が利用を認める者以外の者に、MORINAGA Village への入店を許し、またはこれを利用させた場合
- ⑩ 会員・利用者に対して発行されるセキュリティカード等を第三者（利用者として認められていない者は第三者に該当する）に譲渡又は貸与等した場合
- ⑪ その他、弊社が不適切と判断した場合

#### 第 15 条（遅延損害金）

会員は、サービスの料金等の支払いについて、支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利 14.5%の額を、遅延損害金として支払うものとします。

#### 第 16 条（利用上の注意）

1. 営業時間は、本サイトをご確認いただくか、又は MORINAGA Village の店頭へお問い合わせください。なお平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。
2. 営業時間を過ぎてのご利用はできません。
3. セミナー及びイベント等のご利用は、別途予約が必要になりますので、営業時間内に MORINAGA Village の店頭スタッフまで問い合わせください。
4. MORINAGA Village 内の設備は、自由にご利用頂けます。但し、備え付けの電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く調理用器具や調理用家電の使用はできません。調理用器具や調理用家電（電子レンジ・冷蔵庫・トースターを除く）はキッチンスペースを予約した場合に限り、使用ができます。
5. キッチンスペースを利用される際のルールは以下の通りです。
  - ① 匂いの強い料理はご遠慮ください
  - ② ご利用になった設備、備品等は洗浄・清掃のうえ、ご利用後は原状回復にてお願い致します。
  - ③ お持込みになった物（飲食物を含みますがこれに限りません）は全てお持ち帰りください。万が一、残置物があった場合は処分させていただきます。残置物の処分に多額の費用を要した場合には、会員に対して、処分費用を実費で請求させていただくことがあります、

- ④ 弊社の指示に従いゴミの分別を行ってください。
- ⑤ 油を処理する場合は必ず凝固剤をご利用ください。
- 6. MORINAGA Village 内では、以下の行為を行うことはご遠慮いただいております。
  - ① ①大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員・準会員・利用者・一時利用者の迷惑となる行為
  - ② ②他の会員・準会員・利用者・一時利用者への営業活動、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
  - ③ ③ジャージやスウェット等、MORINAGA Village 利用にふさわしくない服装での入店
  - ④ ④匂いの強いお弁当や匂いの強いカップラーメンなどの汁物、アルコール類のお持込み
  - ⑤ ⑤喫煙
  - ⑥ ⑥ペットの持ち込み（ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入店いただける場合があります。）
  - ⑦ ⑦泥酔状態でのご利用
  - ⑧ ⑧他の会員・準会員・利用者・一時利用者にもやみに声をかける行為、個人情報を読み出す行為、その他営業行為
  - ⑨ 賭博・ヌード撮影等公序良俗に反し、風紀を乱す行為
  - ⑩ MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類を外部に持ち出す行為
  - ⑫ MORINAGA Village を利用した、コンテンツ、データの違法コピー行為
  - ⑬ MORINAGA Village を利用した、不法アクセス行為、ハッキング行為
  - ⑭ 暴力的、反社会的と評価される画像等を送信し、又はこれらの画像等を MORINAGA Village 内で掲示等する行為
  - ⑮ 他人に危害または、迷惑を及ぼす行為、またその可能性のあるものを携帯または持ち込む行為
  - ⑯ 他の会員・準会員・利用者・一時利用者の同意を得ず、これらの者が映り込む形で写真や動画を撮影するなど、これらの者の肖像権を侵害するおそれのある行為
- 7. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員は、その場で退店していただき、弊社にて退会手続きを取らせていただきますのでご了承ください。
- 8. 前2項のご利用のルールに関しては、会員同伴の一時利用者にも適用されます。

#### 第17条（インターネット環境提供サービス）

- 1. 弊社は、会員に対し、MORINAGA Village においてインターネット接続を可能とする環境を提供するものとします。
- 2. 会員が弊社の提供する回線を用いてインターネットへ接続する場合、下記のトラブル等については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
  - ① インターネット上のウェブサイトの適合性
  - ② インターネットを通じて入手可能なシステム・プログラムやファイル等の安全性
  - ③ インターネット上のエラーや不具合
  - ④ インターネットの利用不能により生じた損害
  - ⑤ インターネットの利用による個人情報及び機密情報の漏えい

⑥ インターネットの利用による外部からの不正アクセス及び改変

⑦ その他前各号に関連するトラブル等

3. 弊社は、業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止することができるものとします。

4. 弊社が会員に対し、原因の如何及び帰責性の有無にかかわらず、インターネット環境を提供することができない場合、これにより会員に損害が生じた場合でも、弊社は、会員に対して、その損害を賠償することを要しません。

#### 第 18 条（郵便物管理）

1. 郵便物はすべて指定の会員用個人ロッカーへ投函します。転送希望の場合は別途実費費用が掛かります。転送には「レターパックライト」を利用致します。但し、本人限定受け取り郵便等、その性質上、ロッカーへの投函又は転送の対応ができない場合はこの限りではありません。

2. 郵便物の転送に際し、不在が続き受取りが出来ないまた配送業者の不手際に寄る紛失などに対して弊社は一切の責任を負いかねます。

3. 郵便物の保管は 1 か月までです。期間が過ぎた場合は廃棄する場合があります。

#### 第 19 条（損害賠償）

1. 個人の貴重品につきましては、会員ご自身で管理してください。万一、紛失や盗難があった場合、弊社では、弊社に故意又は重過失の無い限り、責任を負いかねます。

2. MORINAGA Village の利用中に発生した、会員（利用者を含む）又は会員が同伴した一時利用者による MORINAGA Village の貸出品、その他備品、機器類の汚損・破損・紛失・故障等による修理・弁償等の費用については、理由如何にかかわらず会員が負担しなければなりません。

#### 第 20 条（個人情報の取り扱い）

弊社は、入会時にお預かりした個人情報について次のとおり取り扱います。

1. 利用目的 会員及び利用者の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。

① MORINAGA Village におけるサービス提供のため

② 会員への連絡、情報の提供のため

③ 会員・準会員同士の交流のため

④ 会員についての統計、データ分析を行うため

2. 弊社は取得した個人情報を適切に管理し、予めご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。ただし、法令等に基づき提供の要求があった場合には、この限りではありません。

3. 弊社は個人情報の取扱いを伴う業務の委託等のため弊社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定した上で、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。

4. 法人会員において利用者の個人情報を弊社に提供するにあたっては、利用者との間で個人情報の弊社への提供に必要な同意の取得等を行い、弊社に対して適法に提供すべきものとします。

## 第 21 条（個人情報の照会）

会員（法人会員においては利用登録された利用者）は、弊社に対してご自身の個人情報の開示等（内容の訂正・追加・削除、利用の停止又は消去、第三者への提供の停止）に関して申し出ることができます。その際、弊社はご本人確認をさせていただいたうえで合理的な時間内に対応します。

## 第 22 条（免責事項）

1. 次に掲げる事由により会員が被った損害について、弊社は、その責を負いません。
  - ① 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、I T インフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他弊社の責めに帰すことのできない事由。
  - ② 会員が他の会員・準会員・利用者・一時利用者やその他の第三者により被った損害。
  - ③ MORINAGA Village の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。
2. 会員間（準会員・利用者・一時利用者との間のものを含む）又は会員の個々の紛争について弊社は一切関知いたしません。

## 第 23 条（不可抗力）

前条第 1 項第 1 号記載の天変地異その他の弊社及び会員の責めに帰すべからざる事由により、MORINAGA Village の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能又は困難となった場合、本規約、個別サービス規約その他のサービスに関する契約は終了します。これにより弊社又は会員の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

## 第 24 条（権利譲渡等の禁止）

会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部又は本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることはできません。

## 第 25 条（本規約の改定）

1. 弊社は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合には、改定日の 1 ヶ月前までに、改定後の本規約の内容と改定の効力発生日を MORINAGA Village の所定の場所に提示し、又は本サイトに掲載いたします。改定後の本規約の効力は、改定日以降、すべての会員に適用されます。

- ① 本規約の改定が、会員一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の改定が、弊社と会員との間の契約の目的に反せず、かつ、改定の必要性、改定後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項にかかわらず、天災地変その他やむを得ない事由により、緊急に本規約を改定する必要性の高い場合は、前項①・②の要件を満たすことを条件に、改定後の本規約の内容を MORINAGA Village の所定の場所に提示し、又は本サイトに掲載することにより直ちに、本規約を変更する場合があります。この場合、改定内容は、すべての会員に適用されます。

## 第 26 条（反社会勢力の排除）

1. 会員は、自ら、自らの指名した利用者及び同伴する一時利用者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ④ 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
3. 弊社は、会員が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、直ちに会員資格を剥奪し、弊社と会員との間の契約を解除することができます。この場合、解除日の属する月に対する料金の返金はいりません。また、最低利用期間に対する料金の返金もいりません。
4. 前項に定める解除は、弊社の会員に対する損害賠償請求を妨げません。
5. 本条第3項に基づき契約が解除された場合、会員は、弊社に対し、当該契約の解除を理由として損害賠償その他何らの請求をすることができません。

## 第 27 条（専属的合意管轄裁判所）

会員と弊社との間で生じる一切の紛争については、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成 30 年 6 月 14 日制定

令和 2 年 3 月 31 日改定

森永製菓株式会社  
co-working space MORINAGA Village（モリナガヴィレッジ）  
東京都港区芝浦 1-13-16 森永芝浦ビル別館 2 階